

児童クラブの災害時における対応について

児童クラブの災害時における児童の登所・帰宅につきましては、下記のようにいたします。
ご理解、ご協力をお願いいたします。

1 暴風（雪）警報が発表された場合

- (1) 児童が児童クラブに登所する前に、名古屋地方気象台から暴風（雪）警報が発表されている場合

平日（授業等のある日）は、学校に準じます。

学校休業日（長期休業日、代休日、土曜日）は、下記のとおりです。

ア 午前 6 時 3 0 分までに警報が解除された場合は、平常どおり児童クラブを実施します。

イ 午前 6 時 3 0 分を過ぎて午前 1 1 時までに警報が解除された場合は、解除後 2 時間を経てから児童クラブを実施します。

ウ 午前 1 1 時以降警報が継続している場合は、児童クラブを休止します。

- (2) 児童が児童クラブに登所後に、暴風（雪）警報が発表された場合

児童クラブを休止します。保護者には、『緊急メール配信』等により連絡をしますので、すみやかに児童クラブへ児童の引取りをお願いします。

※児童が 放課後子ども教室にいる時間帯は、放課後子ども教室へ児童の引き取りをお願いします。放課後子ども教室の時間が過ぎても引き続き警報が出ている場合は、『緊急メール配信』等で児童の引き取り場所の確認をしてください。

備考：北名古屋市の警報に関する情報は市や気象庁のホームページや NHK のデータ放送でご覧になれます。

2 大雨（浸水害）・洪水等の警報が発表された場合又は災害が発生（浸水・倒壊・火災等）した場合

- (1) 児童が児童クラブに登所する前に、浸水・倒壊・火災が発生した場合、または、その恐れがあり警報が発表された場合

平日（授業等のある日）は、学校に準じます。

学校休業日（長期休業日、代休日、土曜日）は、下記のとおりです。

ア 状況により、臨時休止または一時待機等の必要な措置を講じます。

イ 上記の措置は、『緊急メール配信』等にて連絡します。なお、措置を講じない時は連絡しません。

- (2) 児童が児童クラブに登所後に、浸水・倒壊・火災が発生した場合、または、その恐れがある警報が発表された場合

安全が確認・確保できない場合は保護者には、『緊急メール配信』等により連絡をします。すみやかに児童クラブへ児童の引取りをお願いします。

※児童が 放課後子ども教室にいる時間帯は、放課後子ども教室へ児童の引き取りをお願いします。放課後子ども教室の時間が過ぎても引き続き警報が出ている場合は、『緊急メール配信』等で児童の引き取り場所を確認してください。

参考：避難情報

新川流域については、避難行動を促す河川氾濫情報が発表されます。

警戒レベル 3 ⇨ 氾濫注意情報 ⇨ 危険な場所から高齢者は避難

警戒レベル 4 ⇨ 氾濫危険情報 ⇨ 避難指示 ⇨ 危険な場所から全員避難（立退き避難・垂直避難）

警戒レベル 5 ⇨ 氾濫発生情報 ⇨ 緊急安全確保 ⇨ 命の危険、直ちに安全確保

3 特別警報が発表された場合

- (1) 児童が登所前に、名古屋地方気象台から特別警報が発表されている場合

平日（授業等のある日）は、学校に準じます。

学校休業日（長期休業日、代休日、土曜日）は、下記のとおりです。

ア 登所を見合わせてください。

イ 特別警報解除後も、災害の状況及び気象・道路の状況等で危険な場合は来所を見合わせてください。

- (2) 児童が登所後に、名古屋地方気象台から特別警報が発表された場合

児童クラブを休止し、児童の生命・安全を守る最善の対応として、次の方法を取ります。

①児童クラブに一時待機 ②外部の避難場所への移動 ③保護者による引き取り帰宅

保護者には、『緊急メール配信』等により連絡をします。情報の確認をお願いします。

参考：特別警報

1 特別警報の発表基準

・数十年に一度の大雨、強度の台風、積雪等が予想される場合、現象の種類に応じて「大雨」「暴風」「高潮」「波浪」「暴風雪」「大雪」の特別警報として発表される。

・「大津波警報」「噴火警報」「緊急地震速報（震度 6 弱以上）」は特別警報として位置づけられる。ただし、「〇〇特別警報」として改めて発表はされない。

2 特別警報発表時の対応原則

“ただちに命を守る行動をとる！”

4 震度 5 弱以上の地震発生または「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震警戒）が発表された場合

- (1) 児童が登所前の場合

平日（授業等のある日）は、学校に準じます。

学校休業日（長期休業日、代休日、土曜日）は、下記のとおりです。

児童クラブを臨時に休止します。

- (2) 児童が登所後の場合

直ちに児童クラブを臨時休止します。保護者には、『緊急メール配信』等により連絡をします。すみやかに児童クラブへ児童の引取りをお願いします。

5 その他

- (1) 児童が学校管理下（学校にいる時間帯）に、警報が発生した場合、または、その恐れがあり警報が発表された場合、学校の『災害時における児童の登下校について』に基づき、対応をお願いします。
- (2) 警報等が発令されていなくても、暴風・大雨等異常気象により児童の安全確保に困難が予想される場合は、保護者へ連絡し、お迎えをお願いする場合があります。
- (3) 台風、集中豪雨、地震等の非常時における児童の通学路や地域の危険箇所等を、日頃から確認しておいてください。
- (4) 災害情報の確認
市役所のホームページで、災害時の情報が確認できます。また、市役所ホームページから「防災ほっとメール」に登録すると市の緊急情報を自動的に受信できます。また、気象庁の HP 上の「キキクル」で大雨に関する情報が確認でき、登録すれば危険度の高まりを自動受信できます。